

愛媛労働局発表

平成 26 年 5 月 28 日

【照会先】

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課
健康安全課長 荒瀬 雅夫
産業安全専門官 中本 英樹
電話 089-935-5204 (内線 470)

報道関係者 各位

本年も7月1日から**平成 26 年度全国安全週間**が**実施**されます。

(本期間 7/1～7、準備月間 6/1～6/30)

- 平成 26 年度（第 87 回）の全国安全週間のスローガンは、
「みんなでつなぎ ^{たか} 高まる意識 ^{いしき} 達成しよう ^{たっせい} ゼロ災害 ^{さいがい}」
とし、6月1日から30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されます。
- 愛媛労働局では、各事業場に、全国安全週間を契機として、経営トップによる安全についての所信表明、安全パトロールや職場の集い等、関係者の安全意識の高揚を図る取組み等を行うよう、呼びかけることとしています。
- また、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組み、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトであります「あんぜんプロジェクト」への参加と、「あんぜんプロジェクト」ホームページ（下記アドレス）上で公開されている「『見える』安全活動コンクール」の応募作品の積極的な活用を呼びかけています。
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>
- 併せて、主に災害が増加している小売業に対し、当該事業場の安全管理体制を充実させて、労働災害の減少を図るための安全推進者の配置等に係るガイドラインを業界団体等への要請や個別指導等により、広く周知することとしています。

愛媛県内の全産業の労働災害による死傷者数は、長期的にみると減少傾向にあり、平成 25 年に発生した休業 4 日以上死傷者数は、1,461 人で、前年より 99 人（6.3%）減少しましたが、本年は一転して増加の傾向にあります。

平成 25 年度からの 5 か年計画である第 12 次労働災害防止計画では、平成 29 年度までに労働災害を 15%以上減少させることを目標とし、重点的な取組を推進することとしています。

労働災害の防止のためには、トップから安全衛生担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、職場の安全を確保していく必要があるとの観点から、平成 26 年度の全国安全週間は、

「みんなでつなぎ ^{たか}高まる意識 ^{いしき}達成しよう ^{たっせい}ゼロ災害 ^{さいがい}」

をスローガンとして、6月1日から30日までを準備期間、7月1日から7日までを本週間として全国一斉に実施されることとなりました。

今回のスローガンは、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいく大切さを確認しつつ、職場の安全意識を高め、慣れや過信を捨てて災害防止に取り組むこと、事業者と労働者が一体となって日々の安全活動を推進することによって、労働災害ゼロを目指していくことを表しています。

愛媛労働局では、各事業場に対して、6月1日から30日までの準備期間中に県内6か所で開催される「全国安全週間実施要綱説明会」などにおいて、全国安全週間を契機として、安全を最優先する安全文化を醸成するため、経営トップが安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行うことや、今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一や安全意識の高揚を図る等の取組み等を行うよう、呼びかけるとともに、事業場において自主的に実施している「安全大会」、「安全パトロール」などの取組みに対する支援を行うこととしています。

【愛媛労働局の実施事項】

- 安全パトロール等の実施
- 安全講習会等の開催
- 事業場の実施事項についての指導援助

【全国安全週間実施要綱説明会】

日時（予定）	地区	場所	主催
6月5日（木）13:30～	四国中央	四国中央市民会館（川之江会館）	（公社）愛媛労働 基準協会
6月5日（木）13:30～	今治	旧 今治コンピューターカレッジ	
6月6日（金）13:30～	新居浜	新居浜市市民文化センター	
6月6日（金）13:30～	八幡浜	八幡浜市民スポーツセンター	
6月11日（水）13:30～	宇和島	きさいや広場	
6月12日（木）14:00～	松山	愛媛県生涯学習センター	

【業種別の主な取組】

業種	取組み
製造業	各企業の安全大会等
造船業	造船関係団体の安全パトロール
建設業	えひめ建設安全の日（毎月10日） 各企業の安全大会等

- ※ えひめ建設安全の日とは、建設業における労働災害の減少と死亡災害の根絶を図るには、日常的な取り組みが欠かせないことから、建設事業ノーダン運動の成果を一層確実なものとして定着させるため、毎月10日を「えひめ建設安全の日」と定め、自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとしたものです。
- ※ 「建設事業ノーダン運動」は、野球用語の「ノーダウン（無死）」から命名されたもので、愛媛県下の建設事

業から死亡災害を絶滅させる目的のもと、建設業労働災害防止協会愛媛支部が主催し、愛媛労働局及び愛媛県等関係行政機関、建設業団体等が一体となって実施する愛媛独自の災害防止活動で、昭和33年から展開されているものです。

【個別企業における取組】

企業における安全への取組は働く人の命や健康を守るだけでなく、企業等における安全への取組の重要性が社会全体で再認識され、安全向上に取り組んでいる企業の企業価値の向上に繋がることが期待されるものであり、平成23年7月1日に立ち上げられた「あんぜんプロジェクト」に参加する企業（プロジェクトメンバー）は、労働災害のない日本を目指して、働く人の安全に一生懸命に取り組んでいます。現在、愛媛県内では下記の3社が参加しており、今後多くの企業に参加を呼びかけています。

なお、「『見える』安全活動コンクール」では、職場の安全活動の「見える」化について、取組事例を募集、公開し、広く国民から投票を募り、優良事例を決定しており、この応募作品が「あんぜんプロジェクト」ホームページ（下記アドレス）上で継続的に公開されていますので、積極的に活用していただくよう、あわせて呼びかけています。

1 愛媛県内の「あんぜんプロジェクト」参加企業

○ 住友化学株式会社 愛媛工場

〒792-8521 新居浜市惣開町5番1号 電話:0897-37-1711

○ 日本エイアンドエル株式会社 愛媛工場

〒792-0801 新居浜市菊本町2丁目10番2号 電話:0897-37-4610

○ 日清丸紅飼料株式会社 宇和島水産工場

〒798-0087 宇和島市坂下津甲381番地130 電話:0895-24-1104

2 「あんぜんプロジェクト」ホームページURL

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>

※ 安全プロジェクトは、労働災害のない日本を目指して、働く方の安全に一生懸命に取り組む、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトです。

別添1

平成26年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で87回目を迎える。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により、労働災害は長期的には減少している。しかし、死亡災害は平成21年から大幅な増減を繰り返している。一方、休業4日以上¹の死傷者数は平成22年からの3年連続の増加によりやく歯止めがかかる見込みとなったものの、小幅な減少にとどまり、依然として厳しい状況にある。

また、近年、トンネルの建設工事や大規模な化学プラントにおいて一度に複数の死亡者を出す重大な労働災害が繰り返し発生しているほか、産業構造の変化に伴い小売業、社会福祉施設等の第三次産業において労働災害が増加している。

これらの背景には、労働災害が多発した時代を経験し、安全に関する知識や経験を豊富に有する世代の労働現場からの離脱の進行と災害が発生していないことによる安全に対する慣れや過信が広がっていること、重大な災害が少ない第三次産業において安全に対する意識が低いことなどがあると考えられる。

こうした状況を踏まえ、平成26年度の全国安全週間のスローガンについては、安全に関する経験やノウハウを産業の違いや世代を超えてつないでいくことの大切さを確認しつつ、それぞれの事業場において安全意識を高め、安全に対する慣れや過信を捨てて労働災害の防止に取り組むとともに、第三次産業を中心として事業者と労働者が一体となって取り組む日々の安全活動を推進し、労働災害の撲滅を目指す観点から、以下のとおりとする。

みんなでつなぎ ^{たか}高まる意識 ^{いしき}達成しよう ^{たっせい}ゼロ災害 ^{さいがい}

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る。

2 期 間

平成26年7月1日から7月7日までとする。

なお、安全週間の実効を上げるため、平成26年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全に関する標語等の募集を行う。
- (6) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (7) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (8) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (9) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全を最優先する安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 経営トップによる安全への所信表明及び職場の安全パトロール等の実施
 - ② 今後の安全を考える職場の集いの開催による関係者の意思の統一及び安全意識の高揚等
 - ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の標語、写真及び作文等の募集及び発表のほか、視聴覚教材等を活用した講演会等の開催及び作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
 - ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等のほか、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ⑤ 労働者の家族への安全の文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑥ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑦ 「安全の日」等の設定
 - ⑧ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

① 全般的事項

ア 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進

(ア) 安全管理者等の選任、安全委員会の設置及びその活動の活性化

- a 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立
- b 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- c 事業場での労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職業生活全般を通じた各段階での安全教育の徹底

- a 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
- b 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
- c トップ層から第一線の現場労働者までの階層別の安全教育（雇入れ時及び作業内容の変更時、危険業務従事者等に対する安全教育並びに安全管理者等に対する能力向上教育を含む）の実施

(ウ) 作業者の安全意識の高揚

- a 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
- b 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- c 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
- d 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施

(エ) その他自主的な安全衛生活動の促進

- a 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- b 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施

イ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し

(ア) 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

(イ) 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備、見直し

(ウ) 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う安全作業マニュアルの整備、見直し

ウ リスクアセスメントの普及促進等

(ア) 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく適切なリスクアセスメント等の実施

(イ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進

エ 女性労働者や高齢労働者が活躍するための職場改善の推進

(ア) 機械設備等作業環境の改善

(イ) 作業方法、作業配置等の改善

② 業種の特性に応じた災害防止対策及び特定の災害防止対策

ア 第三次産業の労働災害防止対策

(ア) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底のための職場内の危険箇所の特定・改善の実施

(イ) 重量物取扱い作業、介護作業等の腰痛予防対策の徹底

(ウ) 職場の4S活動（職場の整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動の推進

イ 陸上貨物運送事業の労働災害防止対策の推進

(ア) 荷役作業中の荷台等からの墜落転落防止対策の徹底

(イ) 荷主との合同による荷役作業現場の安全点検及び改善の実施

(ウ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施

ウ 建設業の労働災害防止対策

(ア) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底

(イ) 足場からの墜落防止措置や手すり先行工法等「より安全な措置」の実施、足場の設置が困難な場合の安全帯（救出に時間を要する場所等においては、ハーネス型安全帯）の使用等、高所作業中の墜落・転落防止対策の徹底

(ウ) クレーン、移動式クレーン、解体用機械等の車両系建設機械の検査・点検整備及び安全な作業方法の徹底

(エ) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長教育、新規入職者教育、建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育等の徹底

エ 製造業の労働災害防止対策

(ア) 機械譲渡者等による機械の危険性等の通知を活用した「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用及び使用

(イ) 雇入時、作業内容変更時等の安全教育の徹底及び安全管理者等の安全担当者の能力向上教育の実施

(ウ) 元方事業者による同一現場で働く請負事業の労働者や派遣労働者を含めた総合的な安全管理の徹底、派遣先事業場における派遣労働者の労働災害防止措置の徹底

オ 東日本大震災に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

(ア) 適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施

(イ) 解体用機械等の車両系建設機械との接触防止、高所からの墜落・転落災害防止対策等の徹底

(ウ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

(エ) 職長、新規入職者等に対する安全衛生教育の確実な実施及び作業内容に応じた保護具の使用

カ その他の労働災害防止対策

(ア) 林業の労働災害防止対策

a 新規就業者等経験の浅い労働者に対する安全衛生教育の徹底

b 間伐作業での安全対策の徹底

c 安全な手順に基づく「かかり木」処理の徹底

(イ) 爆発・火災災害防止対策の推進

- a 「化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の表示又は通知等の促進に関する指針」に基づく化学物質の譲渡提供時のラベル表示、安全データシート（SDS）の交付等による化学物質の危険性・有害性の通知の徹底及び事業者による事業場内で取り扱う容器等へのラベル表示の実施
- b 化学設備の定期自主検査の計画的な実施、化学設備の改造・修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
- c 特に改造・修理等の非定常作業におけるリスクアセスメント等の徹底、特殊化学設備に対する過去のリスクアセスメント等の確認及び必要に応じてのリスクアセスメント等の見直し

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 交通労働災害防止対策

- (ア) 交通労働災害防止のための管理体制の確立及び意識の高揚
- (イ) 安全衛生責任者、労働者等に対する教育の徹底
- (ウ) 安全衛生責任者による職場の安全点検及び改善の実施

イ 熱中症予防対策

- (ア) WBGT値（暑さ指数）を求めること等による職場の暑熱の状況の把握及び必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
- (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理など

ウ 腰痛予防対策

「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の推進

- (ア) 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- (ウ) 作業標準の策定
- (エ) 腰痛予防に係るリスクアセスメントの促進

エ 酸素欠乏症等の防止対策

- (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

別添2

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における 安全推進者の配置等に係るガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、安全の担当者（以下「安全推進者」という。）を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とする。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とする。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である以下に掲げる業種の事業場については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとする。

- ・小売業（令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業を除く。）
- ・社会福祉施設
- ・飲食店

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓（4S活動）、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。

なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

- ア 安全衛生推進者の資格を有する者（安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等）
- イ アと同等以上の能力を有すると認められる者（労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者）

(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上配置するものとする。ただし、安全推進者の職務を遂行しうる範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えないものとする。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示す

る等により関係労働者に周知するものとする。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種で見られる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要がある。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行うものとする。

なお、事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮するものとする。

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

(例：職場内の整理整頓（4 S活動）の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等)

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

(例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等)

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

(例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出 等)